

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。</p> <p>【業務内容】</p> <p>①定期予防接種の実施に当たり、対象者を把握し、個別通知による周知を行う。</p> <p>②予防接種台帳(住所・氏名・生年月日・性別・実施年月日等)を作成及び管理した上で、未接種者を把握し、接種勧奨を行う。</p> <p>③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関すること</p> <p>④新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・個別システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表(14の項及び126の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2(17の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 [別表における情報提供の根拠及び主務省令] 16の項及び126の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2 [別表における情報照会の根拠及び主務省令] 16の項及び126の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康課長 叶山 勝之	健康課長 井口 一彦	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10の項)	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一(10の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] なし [別表第二における情報照会の根拠] (17, 18, 19の項) 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 16の2, 17, 18及び19の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条 ※16の2, 17及び19の項に係る主務省令は未制定 	事後	
平成30年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一(10の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一(10の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第2項 南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2(17の項) 		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 16の2、17、18及び19の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条 ※16の2、17及び19の項に係る主務省令は未制定	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 16の2、17、18及び19の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 井口 一彦	健康課長	事後	
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務（業務）で取り扱う。 【業務内容】 ①定期予防接種の実施に当たり、対象者を把握し、個別通知による周知を行う。 ②予防接種台帳（住所・氏名・生年月日・性別・実施年月日等）を作成及び管理した上で、未接種者を把握し、接種勧奨を行う。	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務（業務）で取り扱う。 【業務内容】 ①定期予防接種の実施に当たり、対象者を把握し、個別通知による周知を行う。 ②予防接種台帳（住所・氏名・生年月日・性別・実施年月日等）を作成及び管理した上で、未接種者を把握し、接種勧奨を行う。 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関すること	事前	
令和3年2月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ③法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一（10の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2（17の項）	・番号法第9条第1項 別表第一（10の項）、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2（17の項）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 16の2, 17, 18及び19の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 16の2, 17, 18, 19の項及び115の2の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 	事前	
令和3年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定期予防接種の実施に当たり、対象者を把握し、個別通知による周知を行う。 ②予防接種台帳(住所・氏名・生年月日・性別・実施年月日等)を作成及び管理した上で、未接種者を把握し、接種勧奨を行う。 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事 	<p>予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定期予防接種の実施に当たり、対象者を把握し、個別通知による周知を行う。 ②予防接種台帳(住所・氏名・生年月日・性別・実施年月日等)を作成及び管理した上で、未接種者を把握し、接種勧奨を行う。 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・個別システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・個別システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・ワクチン接種記録システム(VRS) 	事後	
令和3年6月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一(10の項、93の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2(17の項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一(10の項、93の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2(17の項) ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 	事後	
令和3年6月25日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <p>[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 115の2</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 16の2、17、18、19及び115の2の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <p>[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 115の2、16の2</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 16の2、17、18、19及び115の2の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 115の2,16の2 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 16の2, 17, 18, 19及び115の2の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 115の2,16の2 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 16の2, 17, 18, 19及び115の2の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事前	
令和3年8月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 【業務内容】 ①定期予防接種の実施に当たり、対象者を把握し、個別通知による周知を行う。 ②予防接種台帳(住所・氏名・生年月日・性別・実施年月日等)を作成及び管理した上で、未接種者を把握し、接種勧奨を行う。 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。 【業務内容】 ①定期予防接種の実施に当たり、対象者を把握し、個別通知による周知を行う。 ②予防接種台帳(住所・氏名・生年月日・性別・実施年月日等)を作成及び管理した上で、未接種者を把握し、接種勧奨を行う。 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一(10の項、93の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2(17の項) ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一(10の項、93の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2(17の項) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事後	
令和4年10月21日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○] 委託しない	[] 委託しない	事後	
令和4年10月21日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	
令和5年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・個別システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・ワクチン接種記録システム(VRS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・ワクチン接種記録システム(VRS) 	事後	
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一(10の項、93の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2(17の項) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表(14の項及び126の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2(17の項) 	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 16の2、17、18、19の項及び115の2の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 [別表における情報提供の根拠及び主務省令] 16の項及び126の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2 [別表における情報照会の根拠及び主務省令] 16の項及び126の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2 	事前	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	